



都議会議員 岩永やす代

にじいろレポート
2021/11 No.6



編集・発行/加瀬よりえ
発行日/2021年11月5日
TEL 042-328-1885 FAX 042-328-1878
e-mail: kita2@seikatsusha.net
〒185-0024 東京都国分寺市泉町 3-33-16-103

<https://iwanaga.seikatsusha.me/>

負の遺産を未来に残さない 2020オリンピック・パラリンピック開催の記録を残し検証を!



▲運営権を民間譲渡する方針が検討される国立競技場（写真は建設途中の2018年当時
に市民と視察した折撮影）

オリ・パラ検証の 特別委員会を設置

招致した当初、7千億円で

東京オリンピック・パラリンピックが終了しました。今回のオリ・パラ開催を通して、IOCや日本政府の思惑、JOCや組織委員会のガバナンス欠如など、オリンピックにまつわる多くの問題点が明るみに出ました。

生活者ネットワークでも開催を反対し、多くの都民が中止を求めたにもかかわらず、命に関わるほどの猛暑とコロナ感染が爆発的に拡大する最中に、無観客での強行開催となりました。

開期中も、ボランティアの弁当や、使用しなかった医療用マスク、ガウンなどの大量廃棄などの問題が次々と発覚、スローガンに掲げたSDGsとは程遠く、庶民の感覚から大きくズレた組織委員会の対応は目に余るものでした。

2021 衆院選で岩永やす代 応援に走る!

生活者ネットワークが応援した、19区末松義規さんが小選挙区で当選、21区大河原雅子さんは、小選挙区では及ばず、比例で復活となった。

中途障がい者として自らの体験を持って挑戦した大河原さん、衆議院にもバリアフリー旋風を巻き起こしてくれることを期待します。

▼末松候補の街宣で応援遊説



▶車椅子からの挑戦となった大河原候補と



◀キックオフ遊説に、ネットメンバーが集結!

「世界一コンパクトな五輪」をうたっていました。商業主義による肥大化や開催延期などで膨らんだ経費は、終わってみれば3兆円を超えています。

一方、9百億円のチケット収入の大半が、無観客開催で消え、インバウンドによる経済効果も無くなりました。試算では2兆円超えの赤字が見込まれ、借金という負の遺産は避けられません。莫大な税金を投入された大会の後始末が待っています。

都議会では、「オリンピック・パラリンピック特別委員会」が設置されましたが、生活者ネットワークは一人会派のため、特別委員会に入ることはできません。私たちの血税が、一体どのように使われたのか、組織委員会が保有するものも含め、文書の保存・公開が必要です。しっかりと検証するようにチェックしてまいります。

水みち

東京オリンピック・パラリンピック 組織委員会の 文書と情報公開



情報公開
クリアリングハウス
理事長
三木由希子

2020東京大会は、新型コロナウイルスのパンデミック以前から賛否のわかれる大会でもあった。組織委員会とは別に、東京都や国がオリパラ関連で整備・導入した公共インフラやシステムなど、関連予算は膨らみ、結局どの程度公費が使われたのか必ずしもまだ明らかではない。ただ、都や国が投じた公費の支出は、情報公開制度による開示請求の対象にもなり、公文書管理制度で管理されることになる。

一方、組織委員会は公益財団法人であり、公文書管理や情報公開についての法的義務を負わない民間団体だ。都には、「政策連携団体」という、都政との関連性の高い団体に対して指導監督をする必要がある団体を指定し、情報公開条例でも情報公開について必要な措置を講ずる努力義務を定めている。2016年に都の出資比率が97・5%に達しており、都が組織委に監理団体の指定に応じるよう要請したが、組織委が出資金の多くを返還、監理団体化されなかった経緯がある。

組織委が保有しているはずの大会開催に至るまでのさまざまな経緯や支出、実際の運営などは、オリパラ開催が社会的に与える影響の大きさを考えれば、相応の説明責任があり、時間をかけてでも検証等ができるようにする必要はあるが、どのように実施できるかはいまだに不透明だ。

最近、東京都、組織委、IOC、IPC、JOC、JPCの6者間で、「オリンピック・パラリンピック競技大会アーカイブ資産協定」が締結され、開催運営に関する全ての情報の最終的所有者はIOC、IPCであり、組織委が現在の情報の管理者ということになる。東京都は大会の開催に責任を負うが、情報という面からみれば、主体的に判断できる範囲は狭いように見受けられる。

一体何ができるのか。しっかりと枠組み、構造を都議会でも解き明かしてほしい。

若者の消費者被害を防ぐ ～18歳成人にむけて～



2022年4月より、成人年齢が18歳に引き下げられます。18歳の多くは高校3年生で、社会的な知識も経験もない中で成人となるため、10代の若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

18歳成人でできるもの

- ◆親の同意がなくても契約できる（携帯電話／クレジットカードをつくる／ローンを組む／一人暮らしの部屋を借りるなど）
- ◆10年有効のパスポートの取得
- ◆国家資格取得（公認会計士・司法書士・医師免許・薬剤師免許など）
- ◆女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- ◆性同一性障がいの人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる
- *普通自動車免許の取得は従来と同様、18歳以上で取得可能

▲出典：政府広報オンラインHPより

今までどおり20歳に ならないとできないもの

- ◇飲酒
- ◇喫煙
- ◇競馬・競輪・オートレース・競艇の券を買う
- ◇養子を迎える
- ◇大型・中型自動車運転免許の取得

具体的には、18歳で成人に達すると、保護者の同意が必要であった・携帯電話の契約、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りるなど様々な契約が、「成人」ということで自分の意志でできるようにになります。（左表参照）

また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども、自分の意思で決定できるようにになります。

18歳成人になると何が変わるのか？

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が、2022年4月に施行されます。

増える若者の契約 トラブル拡大の防止策を

一方で、未成年である18歳・19歳は、保護者の同意があれば契約の取り消しができますが、今後は満18歳で成人になると、保護者が取り消すことはできなくなります。東京都の消費者相談窓口では、クーリングオフ対象外である通信販売や、スマートフォン等での契約による若者からの消費者被害の相談が、近年増えているという報告があります。

契約トラブルや被害の未然防止にむけて、契約内容を見極め適切な選択行動ができるように、様々な知識を身につけておく必要があります。

高校生をはじめとする若者への周知・啓発の徹底、さらには障がいのある子どもや外国にルーツがあり日本語に不慣れな子どもへの丁寧な説明を都に求めました。

自立した市民へ

一人ひとりが自分で判断して行動できるように、消費者の自立支援、さらには自立した市民として行動できる市民教育が重要です。

消費者教育を含めて、市民と政治や社会との責任ある関わりを深める「シティズンシップ教育」を子どもの頃からあらゆる場面で受ける機会を提案していきます。

都政をつなぐ

自分らしく生きたい

東京にもパートナーシップ制度を



▶「国立市パートナーシップ届受理証明カード」は、2つ折りカードサイズで財布に入りやすい

国立市が「くにたちパートナーシップ制度」を始めるきっかけとなったのは、1人の陳情者の訴えだった。「女性と男性および多様な性の平等参画を推進する条例」を改正しパートナーシップ制度を盛り込んだ形でスタートしたのが2021年4月。10月までの半年間で14組に受理書を交付した。

同性カップルのみならず事実婚、市民だけでなく在勤・在学者も含むという対象範囲の広さが国立市の特徴である。性別、性自認、性的指向は確認しない。事実婚を対象としたのも都内では国立市のみで、武蔵野市が9月議会で可決されたばかり。

パートナーシップ制度と言うと法律婚に近づけることが目的のように思われるが、国立市は互いの人権を尊重し、多様性を認め合うまちづくりを行ってきた経緯があり、市がこの制度で大事にしていることは二者が互い

に人権を尊重し、対等な関係であることだ。

現在都内12市区で導入済みであるが、都が制度を開始すれば都内全域でパートナー関係が認められることが期待される。課題として、既に開始している自治体との運用上の整合性をいかに図るかということがある。

策定にあたり、都には対象者をぜひ広く捉えてほしい。また、戸籍の性と性自認が一致しないが故に、雇用が不安定で貧困に陥る例もある現状から、都営住宅への家族としての入居が認められることを強く望む。その他、都立病院で患者の家族と扱われること、事業所への周知など、誰もが自分らしく生きられる社会へ向けて人権の視点で策定されることが重要だ。

国立市議会議員 こはまかおる



▲9/8 NPO法人東京高次脳機能障害協議会（TKK）の家族と意見交換を行なう。現場の声を直接聴くことが、生活者ネットの基本姿勢です



▲世界各地で行なわれた「9.24世界気候危機アクション」に、都庁前から都議会議員の有志で参加



▲10/3 「東京都原爆犠牲者追悼のつどい」に先立ち、青戸平和公園で行われた慰霊碑への献花式に参加。日本政府は一日も早く「核禁止条約」に批准すべきです

2021年 都議会 第4回 定例会日程 (予定)

- 12月1日(水) 開会(本会議)
- 12月7日(火) 代表質問
- 12月8日(水) 一般質問
- 12月10日(金) 公営企業委員会
- 12月13日(月) 公営企業委員会
- 12月15日(水) 閉会(本会議)